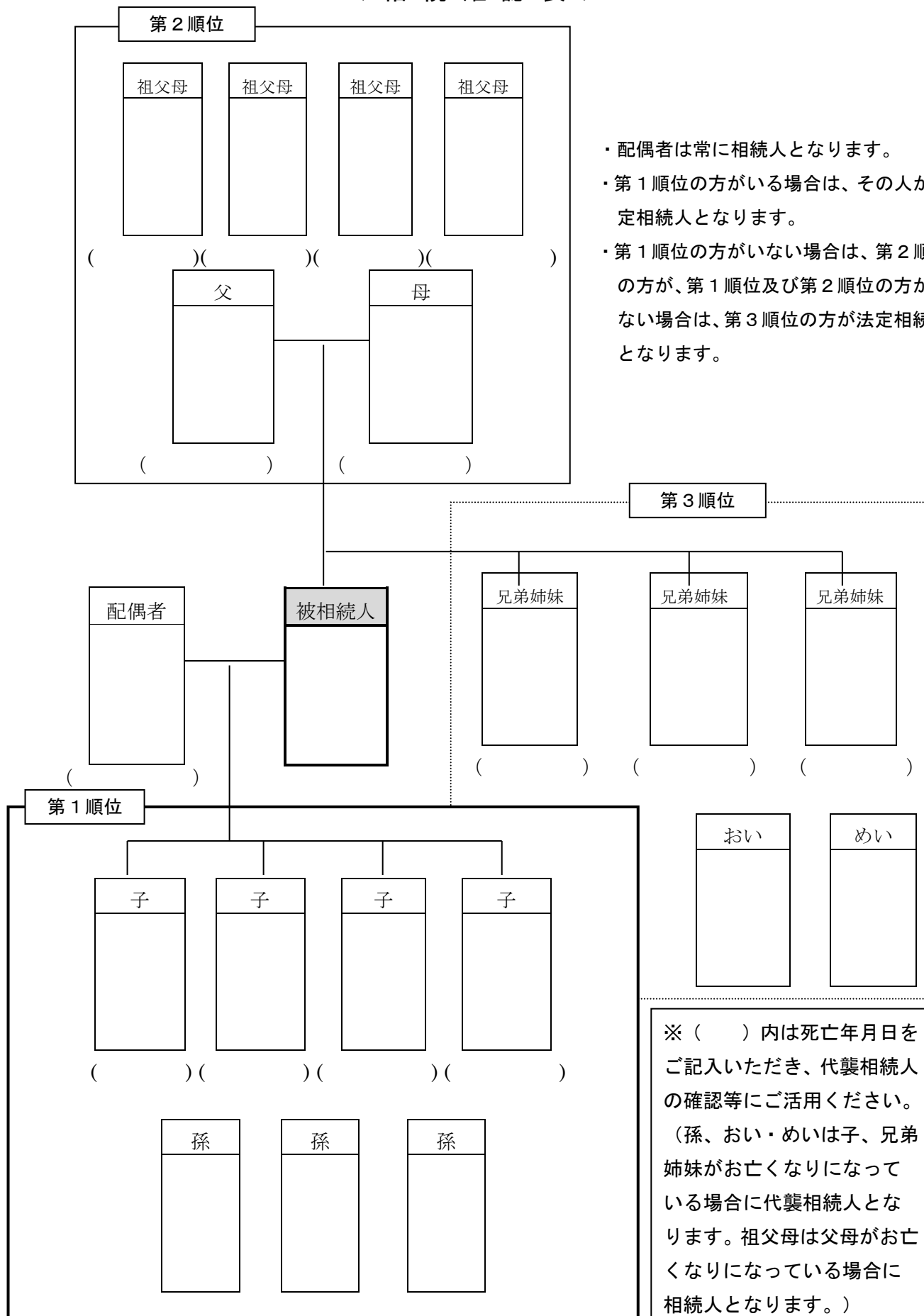


＜ 相 続 確 認 表 ＞



- ・ 配偶者は常に相続人となります。
- ・ 第1順位の方がいる場合は、その人が法定相続人となります。
- ・ 第1順位の方がいない場合は、第2順位の方が、第1順位及び第2順位の方がいない場合は、第3順位の方が法定相続人となります。